



防災庁設置に向けて

令和7年5月16日

内閣府大臣官房審議官（防災担当）
内閣官房 防災庁設置準備室審議官
河合 宏一



ぼうさい応援キャラクター
《なまぼ〜》

防災庁の設置に向けた今後の対応方針

- 世界有数の災害発生国である我が国において、人命・人権最優先の『防災立国』を早急に実現し、国民の生命・身体・財産を災害から守り抜くため、防災業務の企画立案機能を抜本的に強化し、平時から不断に万全の備えを行う、「本気の事前防災」に徹底的に取り組むとともに、大規模災害時には政府の災害対応の司令塔機能を担うことのできる防災庁の設置を目指す。
- 政府として強化すべき防災施策の方向性等について御意見を頂くための防災庁設置準備アドバイザー会議を開催するなど、防災庁設置に向けた検討をさらに加速化。

■防災庁設置準備室 発足式

日時：令和6年11月1日（金）14：50～15：05

場所：防災庁設置準備室（合同庁舎8号館4階）

次第：

1. 看板かけ・写真撮影
2. 内閣総理大臣による訓示
担当大臣による訓示



スケジュール

令和6年度

- 11/1
防災庁設置準備室発足

●12/20

防災立国推進閣僚会議

令和7年度

- R7.4～ 内閣府防災の体制強化（予算・人員）

●R7.1～ 防災庁設置準備アドバイザー会議

令和8年度

令和8年度中 防災庁設置

過去の大規模災害と今後想定される大規模災害

- 令和6年能登半島地震をはじめとするこれまでの災害対応においても、内閣府防災では、各省庁・自治体の応援を得ながら、組織を挙げて災害対応に当たってきたが、現在の体制では、その間、防災施策に係る企画立案業務は事実上中断せざるを得ないのが実情。
- 今後、更なる大規模な被害が予想される南海トラフ巨大地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、富士山噴火などの大規模災害に備え、防災業務の企画立案機能を飛躍的に向上させ、平時から不断に万全の備えを行うことが必要不可欠。

東日本大震災

- ・死者数：19,775人
 - ・避難者数：最大47万人
 - ・全半壊家屋数：406,038棟
- <※R6.3.8 14:00時点>

令和6年能登半島地震

- ・死者数：515人
 - ・避難者数：最大5.7万人
 - ・全半壊家屋数：29,523棟
- <※R7.1.28 14:00時点>

平成30年7月豪雨

- ・死者数：237人
 - ・避難者数：最大4.2万人
 - ・全半壊家屋数：18,010棟
- <※H31.1.9時点>

平成28年熊本地震

- ・死者数：277人
 - ・避難者数：最大18万人
 - ・全半壊家屋数：43,386棟
- <※人的被害：R6.8.14時点>
<※建物被害：H31.4.12時点>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

- ・想定死者数：最大 約19.9万人
- ・想定避難者数：最大 約60万人
- ・想定全壊焼失棟数：最大 約22万棟

〔※ 30年以内に千島海溝でM8.8以上の地震が発生する確率：7%～40%〕

首都直下地震

- ・想定死者数：最大 約2.3万人
- ・想定避難者数：最大 約290万人
- ・想定全壊焼失棟数：最大 約61万棟

〔※ 南関東地域で30年以内にM7クラスの地震が発生する確率：70%程度〕

富士山噴火

【溶岩流等】 想定影響範囲内人口：約79万人
想定事前避難者数：約11万人

【火山灰】 首都圏を含む広域に影響を及ぼすおそれ
〔交通機能の麻痺やライフラインの機能停止、木造家屋の倒壊など〕

南海トラフ巨大地震

- ・想定死者数：最大 約29.8万人
- ・想定避難者数：最大 約1,230万人
- ・想定全壊焼失棟数：最大 約235.0万棟

〔※ 30年以内にM8～9クラスの地震が発生する確率：80%程度〕

※地震の発生確率は、地震調査研究推進本部による
(令和7年1月時点)

今後想定される豪雨災害について

- 近年、毎年のように日本各地で、これまで経験したことのないような豪雨により、深刻な水害や土砂災害が発生。
- 今後、気候変動に伴う降雨量の増大や洪水発生頻度が高まることが予測されており、これまで以上に水災害の激甚化・頻発化が懸念。

近年発生している主な水災害

平成30年7月豪雨



小田川における浸水被害
(岡山県倉敷市)

令和元年東日本台風



千曲川における浸水
被害状況(長野県長野市)

令和2年7月豪雨



球磨川における浸水被害状況
(熊本県人吉市)

令和6年9月の大雨



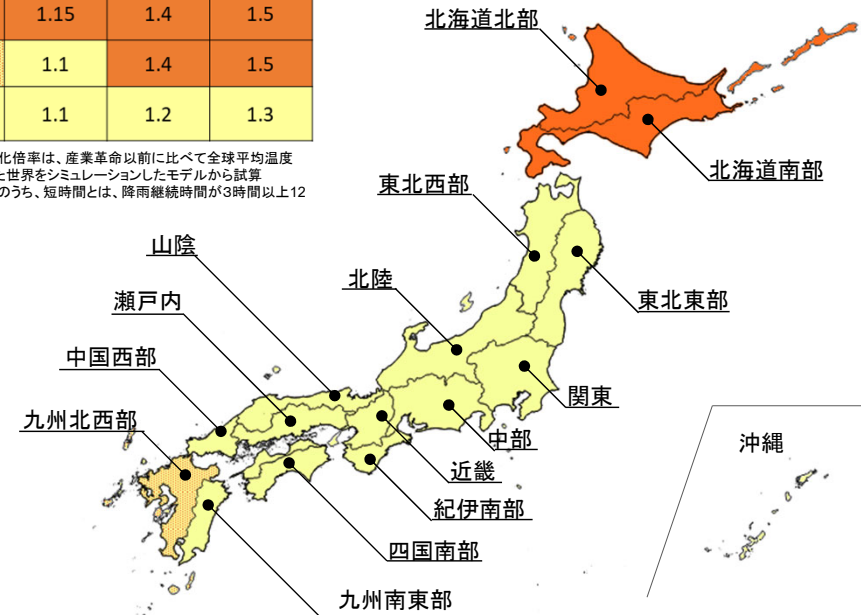
塚田川における人家流失・流
木阻害(石川県輪島市)

今後懸念される気候変動の影響

＜地域区分毎の降雨量変化倍率＞

地域区分	2℃上昇	4℃上昇	
			短時間
北海道北部、北海道南部	1.15	1.4	1.5
九州北西部	1.1	1.4	1.5
その他(沖縄含む)地域	1.1	1.2	1.3

※ 2℃、4℃上昇時の降雨量変化倍率は、産業革命以前に比べて全球平均温度がそれぞれ2℃、4℃上昇した世界をシミュレーションしたモデルから試算
※ 4℃上昇の降雨量変化倍率のうち、短時間とは、降雨継続時間が3時間以上12時間未満のこと

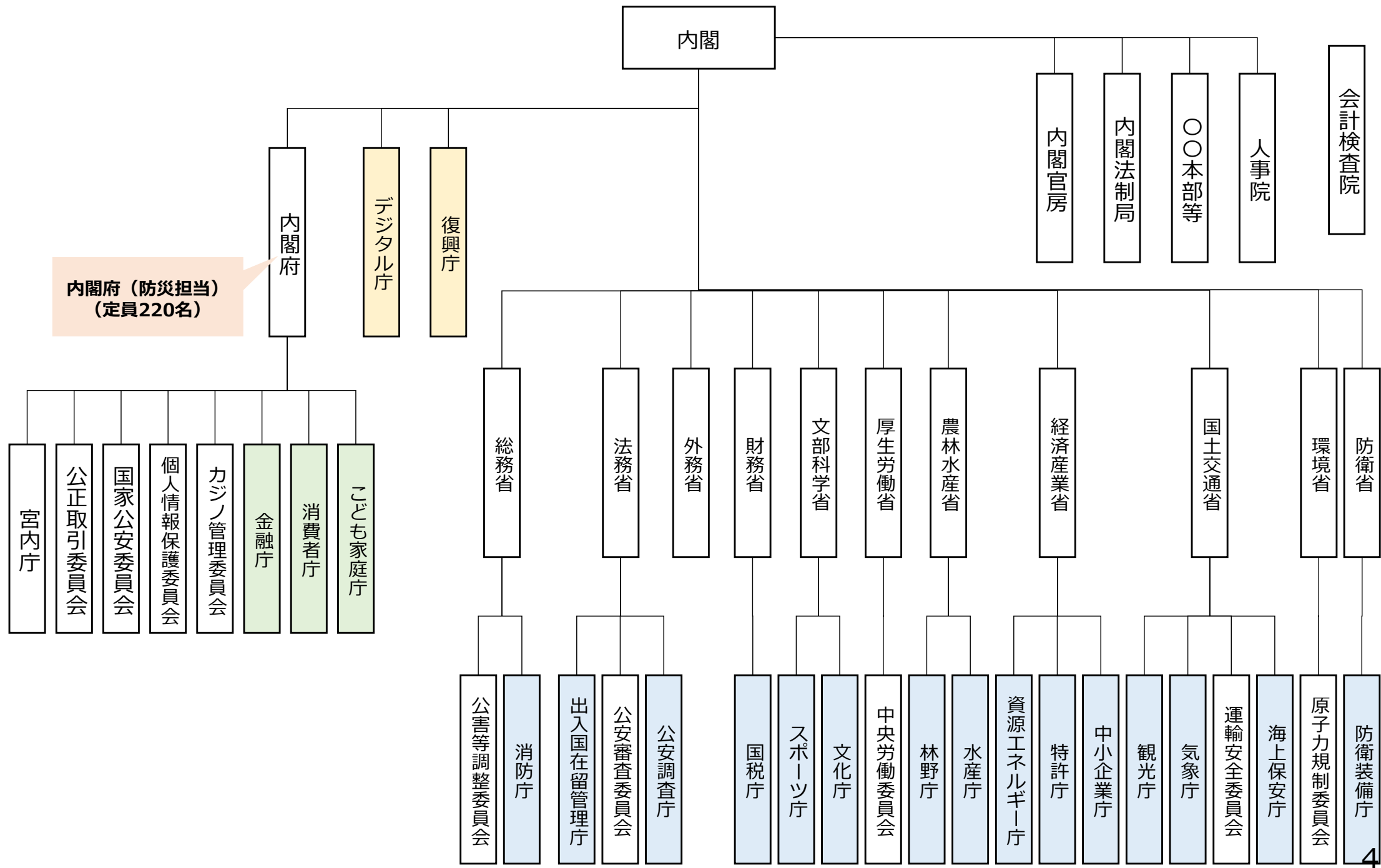


＜参考＞降雨量変化倍率をもとに算出した、流量変化倍率と洪水発生頻度の変化の
一級水系における全国平均値

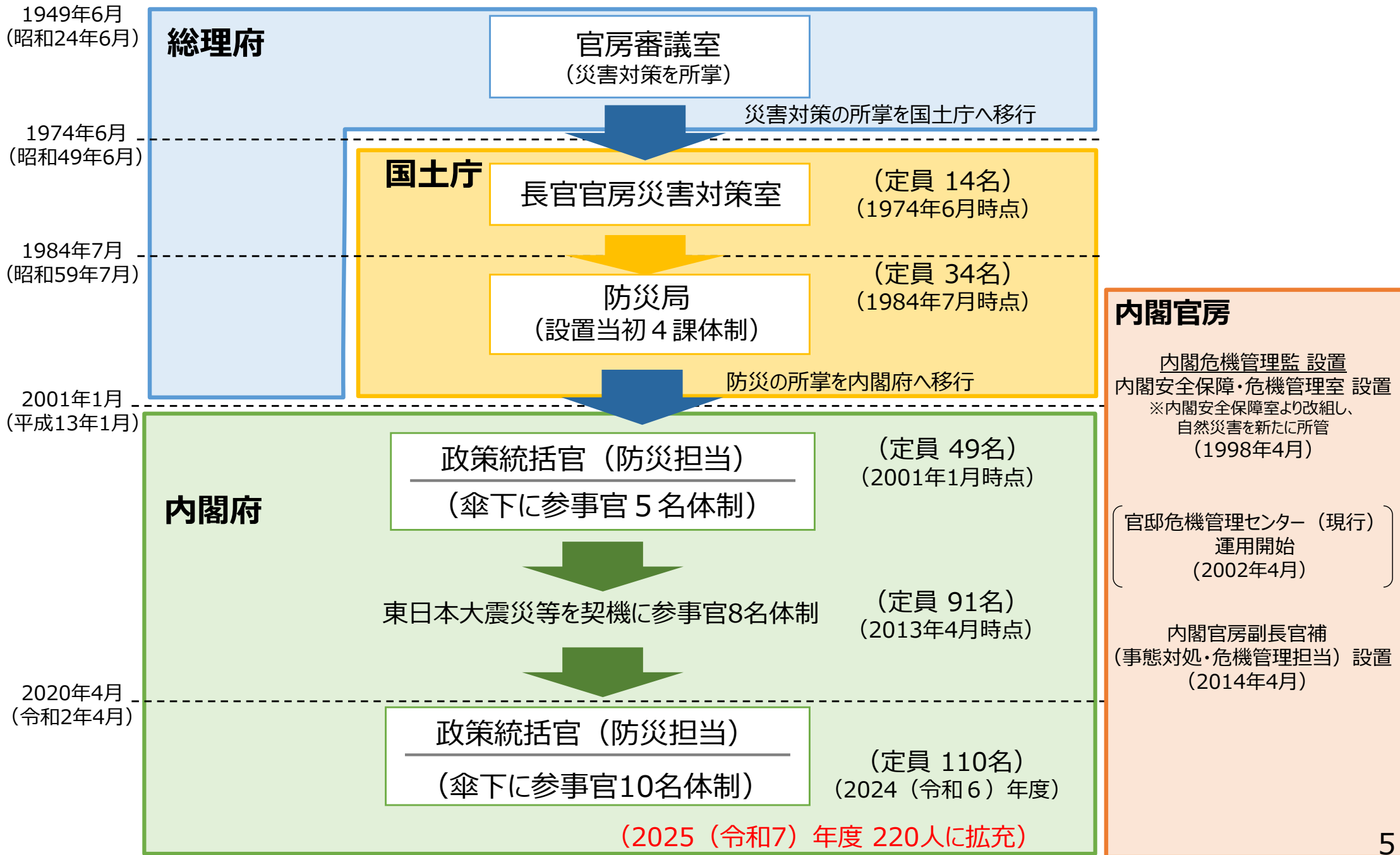
気候変動シナリオ	降雨量	流量	洪水発生頻度
2℃上昇時	約1.1倍	約1.2倍	約2倍
4℃上昇時	約1.3倍	約1.4倍	約4倍

※ 流量変化倍率は、降雨量変化倍率を乗じた降雨より算出した、一級水系の治水計画の目標とする規模(1/100～1/200)の流量の変化倍率の平均値
※ 洪水発生頻度の変化倍率は、一級水系の治水計画の目標とする規模(1/100～1/200)の降雨の、現在と将来の発生頻度の変化倍率の平均値
(例えば、ある降雨量の発生頻度が現在は1/100として、将来ではその発生頻度が1/50となる場合は、洪水発生頻度の変化倍率は2倍となる)

国の行政機関の組織について



防災担当組織の変遷について



防災庁設置準備アドバイザー会議

防災庁設置準備アドバイザー

(五十音順)

- 石井 美恵子 国際医療福祉大学大学院 災害医療分野 教授
臼田 裕一郎 国立研究開発法人防災科学技術研究所 社会防災研究領域長 兼 総合防災情報センター長
- 江口 清貴 神奈川県情報統括責任者（CIO） 兼 データ統括責任者（CDO）
大木 聖子 慶應義塾大学 環境情報学部 准教授
片田 敏孝 東京大学 大学院情報学環 特任教授
加藤 孝明 東京大学 生産技術研究所 教授 兼 社会科学研究所 特任教授
河田 恵昭 関西大学 特別任命教授 兼 社会安全研究センター長
喜連川 優 情報・システム研究機構 機構長/東京大学 特別教授
栗田 暢之 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク 代表理事/NPO法人 レスキューワーク代表理事
- 阪本 真由美 兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科 教授
菅野 拓 大阪公立大学 大学院文学研究科 准教授
鈴木 哲夫 ジャーナリスト
高橋 良太 全国社会福祉協議会 地域福祉部長/全国ボランティア・市民活動振興センター長
榛沢 和彦 新潟大学 医歯学総合研究科 特任教授
坂 茂 建築家/芝浦工業大学特別招聘教授
廣井 悠 東京大学先端科学技術研究センター教授
- ◎ 福和 伸夫 名古屋大学 名誉教授
明城 徹也 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク 理事 兼 事務局長
山本 尚範 名古屋大学医学部附属病院 救急科 診療科長
矢守 克也 京都大学 防災研究所 教授 兼 副所長

◎ 主査、○ 副主査

災害対応力の抜本的強化の方向性

● **本気の事前防災**
～防災業務の企画立案機能の抜本的強化～

● **災害事態対処、被災地の復旧・復興における司令塔機能の抜本的強化**

(重点的に取り組む事項)

- ▶ **被災者**が安心して過ごせる**避難生活環境・備蓄体制**の抜本的改善
- ▶ 災害専門ボランティア等の育成強化、防災教育の充実など**官民連携**による災害対応力・地域防災力の強化
- ▶ 情報連携・共有強化などの**防災DX**のさらなる推進

※ その他、近年の災害における教訓や環境変化を踏まえ、政府として防災機能を強化すべき事項

検討期間

令和7年1月～令和7年6月目途

被災者支援 (避難生活環境・備蓄体制等)

令和6年度補正予算での対応



快適なトイレ



温かい食事



パーティション



段ボールベッド等

新地方創生交付金(地域防災緊急整備型)

1,000億円の内数

→地方公共団体の先進的な防災の取組の支援により、キッチン資機材、パーティション等の資機材の備蓄を推進。

プッシュ型支援における内閣府備蓄物資の分散備蓄

13.6億円

→立川防災合同庁舎に加え、全国7カ所に温かい食事を提供するための資機材等の備蓄拠点を整備。

災害時に活用可能なキッチンカー・トレーラーハウス・トイレカー等に係る登録制度の創設 = 官民連携

0.6億円

→平時からの登録・データベース化により、発災時における迅速な支援を可能とする。



災害関連死の減少

自治体による防災に必要な物資の備蓄状況の公表について

＜避難生活に必要な物資の例＞



食料



飲料水



段ボールベッド



パーティション



携帯トイレ



簡易トイレ



自治体の中央備蓄倉庫

自治体が、上記のような物資の備蓄状況を、年1回、公表することとする。

(災害対策基本法改正)

自治体向けの避難所に関する取組指針・ガイドラインの改定について（令和6年12月）

○「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について」（令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ）やスフィア基準等を踏まえて、自治体に対して通知している「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」・「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）」・「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」を改定。

トイレの確保・管理

- ・ 携帯トイレ・簡易トイレ・仮設トイレの備蓄
- ・ マンホールトイレの整備
- ・ トイレカー・トイレトレーラーの確保
- ・ 仮設トイレの快適トイレ仕様での調達
- ・ スフィア基準「20人に1基」等

等を追記



トイレトレーラー（輪島市）



快適トイレ（珠洲市）

食事の質の確保

- ・ キッチンカー等の活用
- ・ 飲食業協同組合による調理人の派遣
- ・ セントラルキッチン方式の活用
- ・ 農水省・学会・大学等の推奨メニューやスフィア基準・厚労省のエネルギー摂取目安等を追記



キッチンカー（輪島市）



キッチン資機材

生活空間の確保

- ・ パーティションや段ボールベッド・エアベッド等簡易ベッドの備蓄
- ・ 避難所の開設時に設置
- ・ 事前に作成したレイアウト図に沿った避難者の誘導
- ・ 避難所の土足厳禁
- ・ スフィア基準「3.5㎡の居住スペース」等を追記

等を追記



段ボールベッド（輪島市）

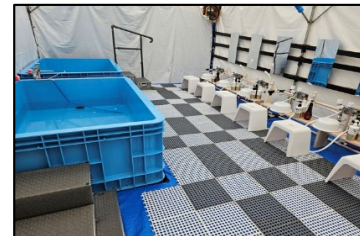


パーティション（珠洲市）

生活用水の確保

- ・ 入浴機会や洗濯機等の確保
- ・ シャワーや仮設風呂の設置のための資機材の備蓄
- ・ スフィア基準「50人に1つ」等を追記

等を追記



仮設入浴施設（輪島市）



仮設入浴施設

※炊き出し設備のモデルパターン、飲食業協同組合との協定のモデル例等を添付

避難者に対する福祉的支援の充実

- 高齢者等の要配慮者である在宅避難者や車中泊避難者など多様な支援ニーズに対応するため、**災害救助法における救助の種類に「福祉サービス」を追加するとともに、福祉関係者との連携を強化。**
※ 全国社会福祉協議会や日本社会福祉士会等の福祉関係者や全国知事会等からも要望あり
- これまで、DWAT（災害派遣福祉チーム）による福祉的支援は避難所で行う旨規定されているが、**今般、在宅、車中泊**で避難生活を送る要配慮者に対しても、福祉的支援を充実。
※ 災害救助法や災害対策基本法の改正と、厚生労働省ガイドラインの改訂（DWATの活動範囲の拡大）で対応予定

DWAT（災害派遣福祉チーム）



<事務局>

中央センター（現在は全国社会福祉協議会）・都道府県事務局
：DWATの全国派遣を調整

<構成員>

社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等

<活動内容>

被災要配慮者への相談支援、日常生活上の支援等

派遣、活動

災害救助法

DWAT活動範囲

避難所

在宅・車中泊※

（法改正）

（ガイドライン改訂）

拡大

※ 現行制度においても、在宅等で避難する要配慮者に対し、被災者見守り・相談支援等事業による見守り等が行われている

（参考）災害救助法（昭和22年法律第118号）（抄）

（救助の種類等）

第四条 第二条第一項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
 - 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - 四 医療及び助産
 - 五 被災者の救出
 - 六 被災した住宅の応急修理
 - 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
 - 八 学用品の給与
 - 九 埋葬
 - 十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの
- 2～4 （略）

（参考）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（避難所における生活環境の整備等）

第八十六条の六 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮）

第八十六条の七 災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

被災地における住まいの確保（能登半島地震の事例）

- ムービングハウス、トレーラーハウス、プレハブ、木造など多様な応急仮設住宅の建設を推進。
- 特に、自立再建が困難な高齢者向けに、熊本地震の際の取組を参考に、仮設期間の終了後、恒久的な住まいとして転用できる木造仮設住宅を積極的に建設。

ムービングハウス

(637戸)



トレーラーハウス

(30戸)



プレハブ

(4,636戸)



木造等

(1,579戸)



個別避難計画の概要

○高齢者や障害者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援等を実施するための計画

【市町村の状況】（令和6年4月1日現在）

作成に着手している市町村：1,581団体（91.8%）

未作成：141団体（8.2%）

対 象 者

○高齢者や障害者などのうち自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者

作 成

○市町村が作成に努める（**努力義務**）ものとし、福祉専門職など関係者と連携して計画を作成
※地域における災害被害の想定や本人の心身の状況などを踏まえ、優先度が高い方から計画を作成
※個別避難計画は、避難行動要支援者本人の同意を得て作成

記 載 内 容

（氏名、住所等のほか） ○避難支援等を実施する者 ○避難先 等

個別避難計画情報の避難支援等関係者（※）などへの提供

（※）避難支援等関係者：消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織など

○適切な避難支援等が実施されるよう、個別避難計画情報を避難支援等関係者などに提供

○平時は、条例に特別の定めがある場合又は避難行動要支援者本人等の同意がある場合に提供し、災害時は本人等の同意を要しない

個別避難計画のイメージ

● ● 町 個 別 避 難 計 画

避難行動要支援者

個別避難計画に記載等された情報（計画情報）は、避難支援等の実施に必要な限度で消防や警察等の避難支援等関係者に提供されることとなります。計画に記載等された情報の一部だけを消防や警察等の避難支援等関係者に提供することも可能です。提供先では必要以上に共有することがないようにするなど、情報漏洩の防止などの対応に努めています。

ふりがな	ばんどう たろう	計画情報を避難支援等関係者に提供することに同意します ☒	生年月日	平成●●年●●月●●日
氏 名	坂東 太郎		性 別	☒ 男 ☐ 女
住所又は居所※	●●町字◆◆23番地		避難するときに必要な支援の内容	
電話番号その他の連絡先	●●●-●●●-1234 abcdef@ghijklmail.ne.jp		一緒に避難するときコミュニケーション支援ボードがあるとよいです。	

※この場所（住所又は居所）での災害リスクは次のとおりです。
☒ 土砂災害 ☒ 特別警戒区域 ☐ 洪水 ☒ 高潮 ☐ 津波
 最寄りの避難できる場所は、土砂災害の場合は●●園、高潮の場合は●●館です。
 「警戒レベル3高齢者等避難」（津波の場合は「避難指示」）が発令されたらすぐに安全な場所に避難！

避難支援等実施者

避難支援等実施者本人やその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提です。また、個別避難計画は、あくまで避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高めるためのものであり、避難支援等実施者に対して、避難支援等の結果について 法的な責任や義務を負わせるものではありません。避難支援等実施者は個人である必要はありません。組織や団体を記載することも可能です。

ふ り が な	ふくし うめこ	計画情報を避難支援等関係者に提供することに同意します ☒	できること	対応できる状況
氏名又は名称	福祉 梅子		☒ 高齢者等避難の避難情報の伝達 ☐ 避難しているかの確認 ☐ 避難先に一緒に行く ☒ その他 ※具体的に書いてください メールやFAXで、避難しているかを確認	☒ 台風や大雨など ☐ 土砂災害 ☐ 地震 ☐ 津波 ☒ その他（高潮、噴火など）
住所又は居所	●●町字◆◆35番地			
電話番号その他の連絡先	●●●-●●●-5678			

ふ り が な	しかくしかくじちかい	計画情報を避難支援等関係者に提供することに同意します ☒	できること	対応できる状況
氏名又は名称	◆◆自治会		☐ 高齢者等避難の避難情報の伝達 ☒ 避難しているかの確認 ☒ 避難先に一緒に行く ☐ その他 ※具体的に書いてください 平素からの挨拶、声かけ、簡易的な避難訓練	☒ 台風や大雨など ☒ 土砂災害 ☐ 地震 ☐ 津波 ☐ その他（高潮、噴火など）
住所又は居所	●●町字◆◆78番地			
電話番号その他の連絡先	●●●-●●●-7891			

1名や1団体でも問題ありません。3以上の場合、欄を増やしたり、欄外や裏面を活用してください。

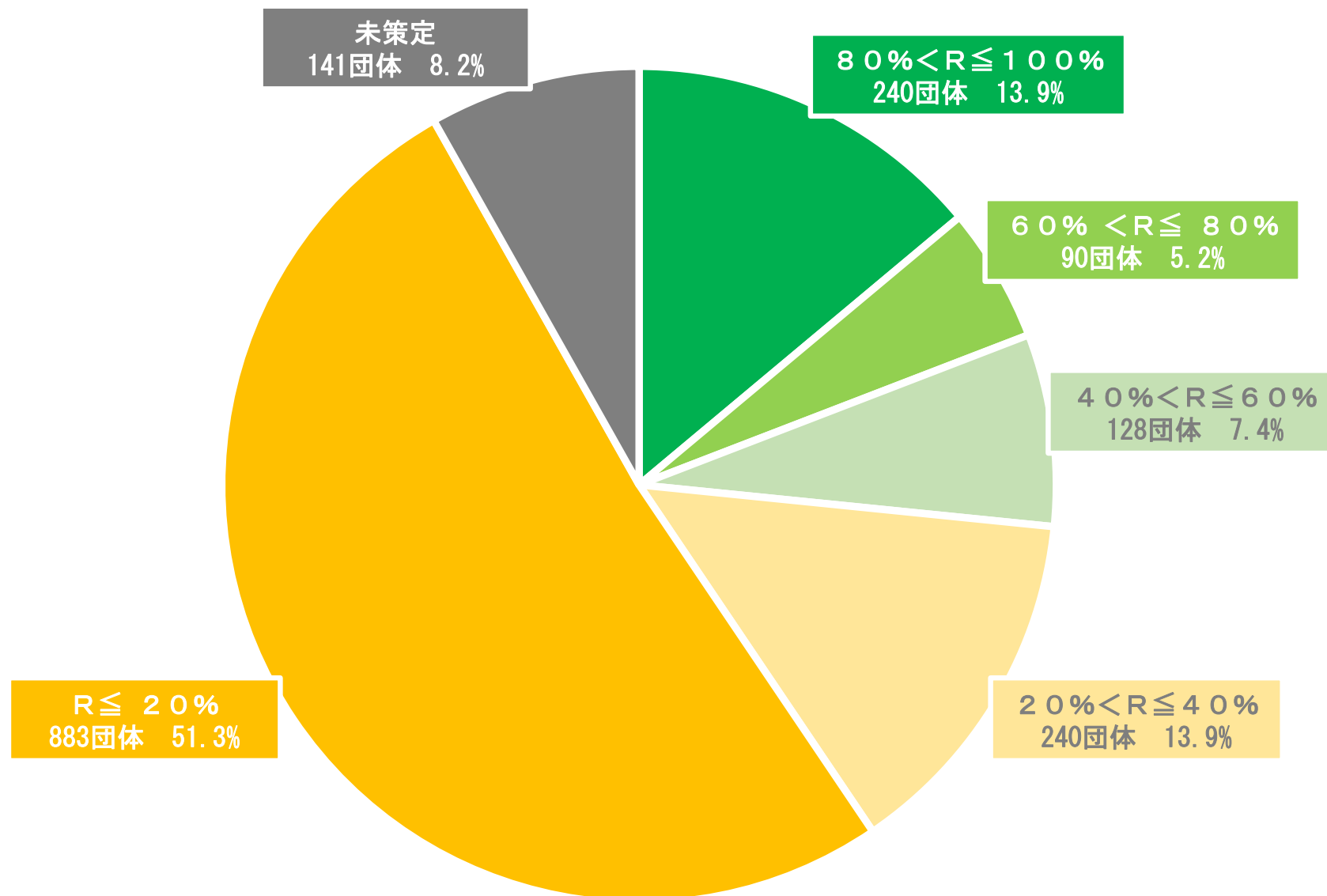
避難先・避難経路・その他

避難経路は災害時にとることが予定される経路を書いてください。災害の状況によっては、記載のとおり避難できない場合もあります。その場合は、当日の状況に応じて避難経路や避難先を変更してください。

避難 先 自宅の居間（※屋内安全確保の場合） ◆◆公民館（※立退き避難の場合）	避難経路 自宅 → 町道●号線を渡る → ◆◆公民館 （道路をはさま自宅が近い） ※自宅前に流雪溝があります。 雪が積もっている時季には見えにくいので、 気を付けてください。	その他 玄関先に必要なお薬を入れている非常用持ち出し袋を準備しているので、忘れず持ち出すことができるよう、みんなで声をかけあいましょう。
--	--	--

個別避難計画の策定状況

令和6年4月1日現在

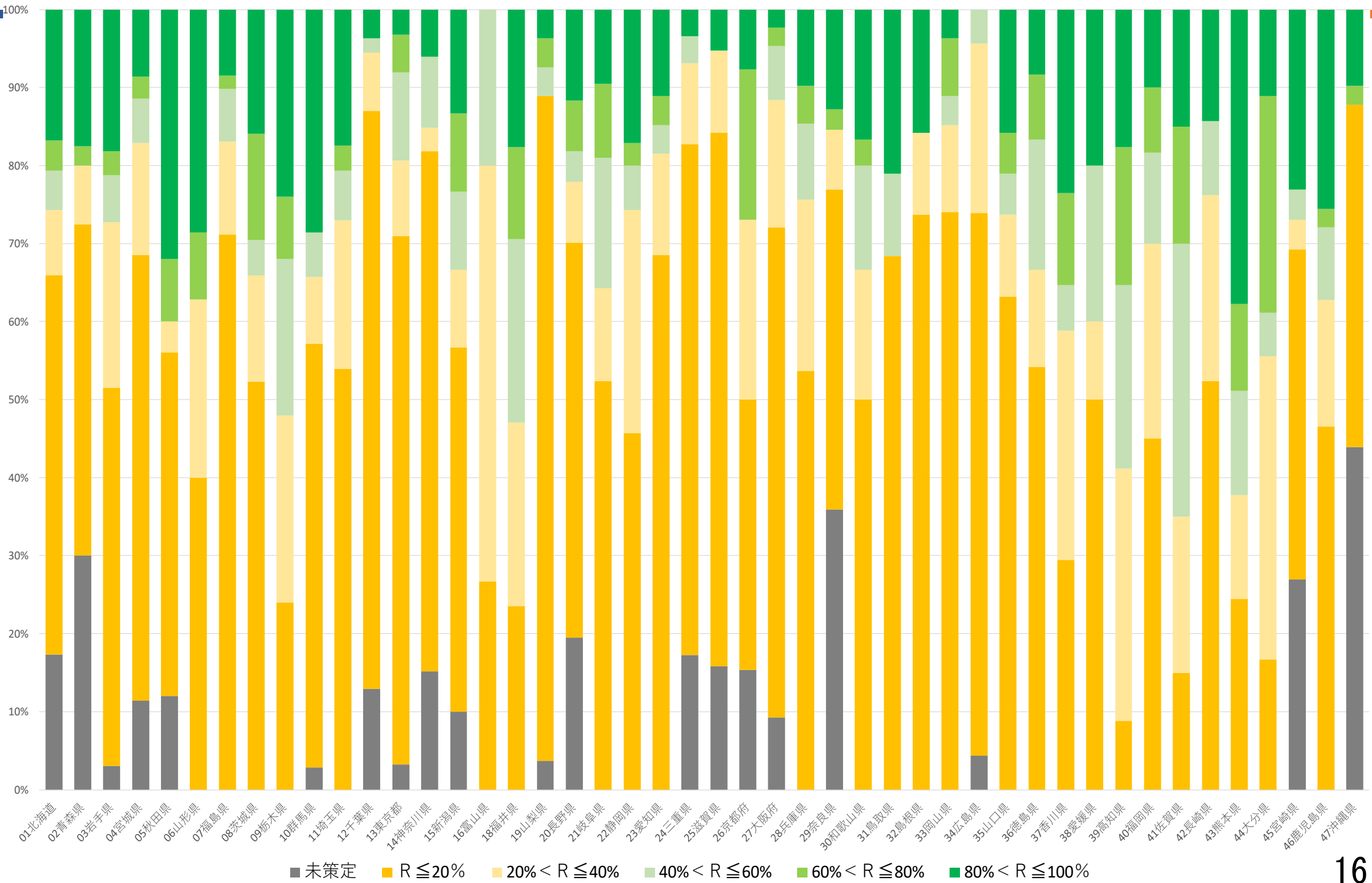


R=各市町村ごとの個別避難計画の策定済数／各市町村ごとの避難行動要支援者の数

n=1,722団体（石川県管内市町（19市町）については、令和6年能登半島地震の影響に鑑み、本調査（令和6年4月1日時点）の対象としていない。）15

都道府県別の個別避難計画策定状況について

令和6年4月1日現在



官民連携①

(ボランティア・NPO関係)

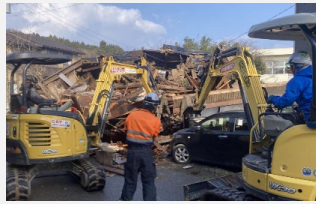
被災地で活動するNPO・ボランティア団体と一般ボランティア

<活動内容>

避難所運営支援



重機作業



被災者の困り事相談 等

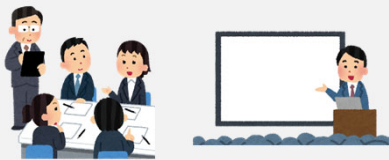


<活動調整：災害中間支援組織>

- 都道府県域で行政を含む多様な被災者支援の担い手間の連携・情報共有・役割分担等のコーディネーションを行う

※全国域の調整は「全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)」が担う

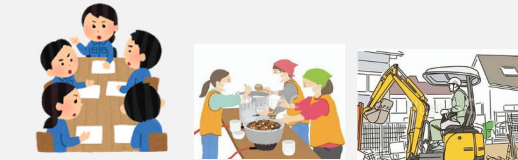
平時



官民連携体制づくりに係る研修やセミナー等への実施協力

発災時

専門ボランティアの活動支援や活動調整



情報共有会議

<活動内容>

物資の仕分け・配布



被災家屋の清掃



屋内外の片付け 等



<活動調整：災害ボランティアセンター>

- 一般ボランティアと被災者の支援ニーズをつなげる
- 被災地の市町村社会福祉協議会が設置・運営



被災者のニーズとマッチング

出発前のオリエンテーション

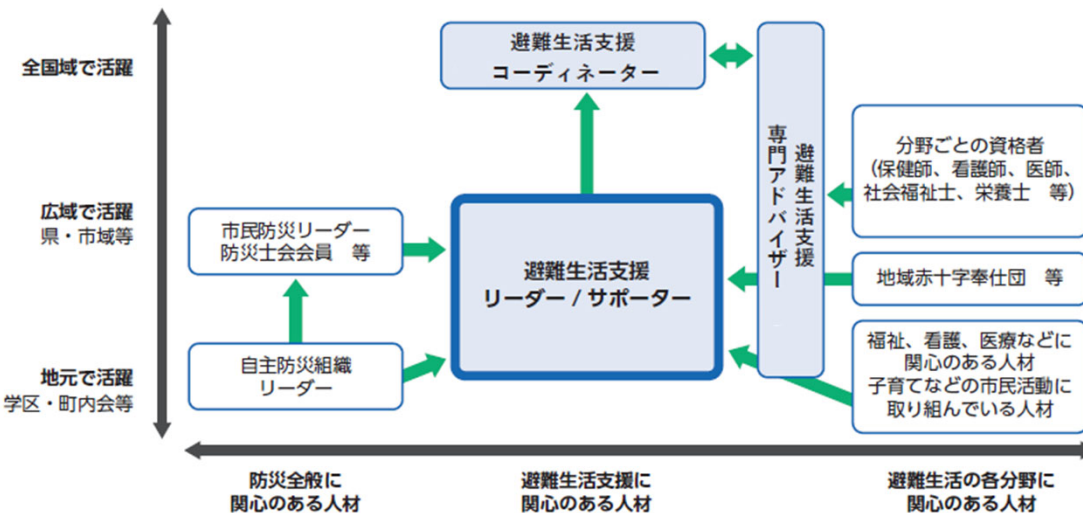
現場での活動支援
(機材貸出 等)

活動結果の報告・記録

- 「避難生活支援リーダー／サポーター」とは、避難所運営の基本的スキルを習得し、自治体や支援者等とともに、避難所の生活環境向上に率先して取り組むことができる人材
- 当該人材を各地域で発掘・育成するために、内閣府主催の「避難生活支援リーダー／サポーター研修」モデル研修を全国で開催
- 研修修了者のデータベース構築（R7年度中運用開始予定）

令和7年度開催予定

研修 プログラム	・ オンデマンド講座（事前視聴） ・ 基礎講義、グループ討議、演習 など、研修期間2日間			
モデル 研修	○弘前市(青森) ○新発田市(新潟) ○市川三郷町・早川町・身延町・南部町・富士川町の5町合同(山梨) ○筑北村(長野) ○亀岡市(京都) ○真庭市(岡山) ○四万十町(高知) ○高崎市(群馬) ○小矢部市(富山) ○下呂市(岐阜) ○和泉市(大阪) ○三原市(広島) ○福岡市(福岡) ○富津市(千葉) ○白山市(石川) ○富士市(静岡) ○西宮市(兵庫) ○山口県 ○菊陽町(熊本) ○豊島区(東京) ○大野市(福井) ○西尾市(愛知) ○鳥取県 ○松山(愛媛) 計24市町村			
自走式	○岡崎市(愛知) ○瀬戸内市(岡山) ○多良木町(熊本) 計3市町村			



研修テキスト



グループ討議

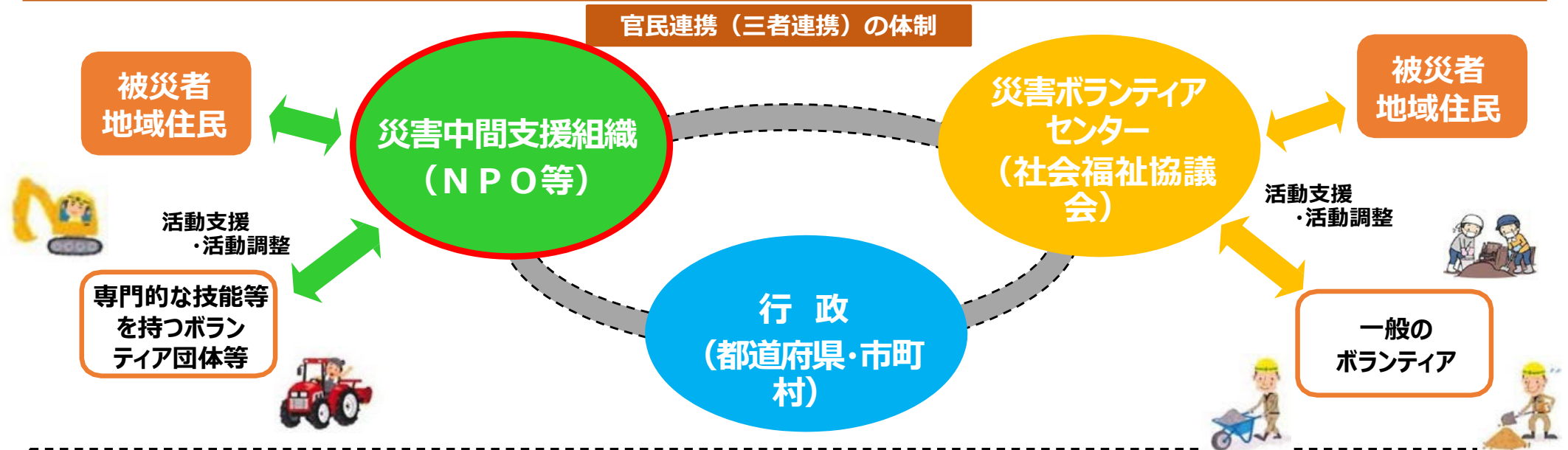


避難所の環境改善演習

「官民連携による被災者支援体制整備」モデル事業について（令和5年度～）



- 内閣府では、全ての都道府県に災害中間支援組織を設置すべく、^{ジェイボード} JVOAD（全国域の災害中間支援組織）とも連携し、令和5年度から「災害中間支援組織」の設置・機能強化等を支援するためのモデル事業を開始。



平時：関係者と意見交換等を行うなど顔の見える関係を構築

発災時：情報共有会議を開催するなど被害状況の把握、被災者支援の情報共有・活動調整等を実施

モデル事業（令和7年度）

モデル事業実施府県

○青森県※ ○岩手県 ○山形県※ ○福島県 ○千葉県
○神奈川県 ○富山県※ ○石川県※ ○長野県 ○岐阜県※
○静岡県 ○三重県 ○京都府 ○大阪府 ○奈良県
○岡山県 ○広島県 ○徳島県 ○高知県※ ○佐賀県
○長崎県※ ○熊本県 ○大分県※ 計23府県

（注）「※」は、災害中間支援組織が未設置の府県

モデル事業の主な取組

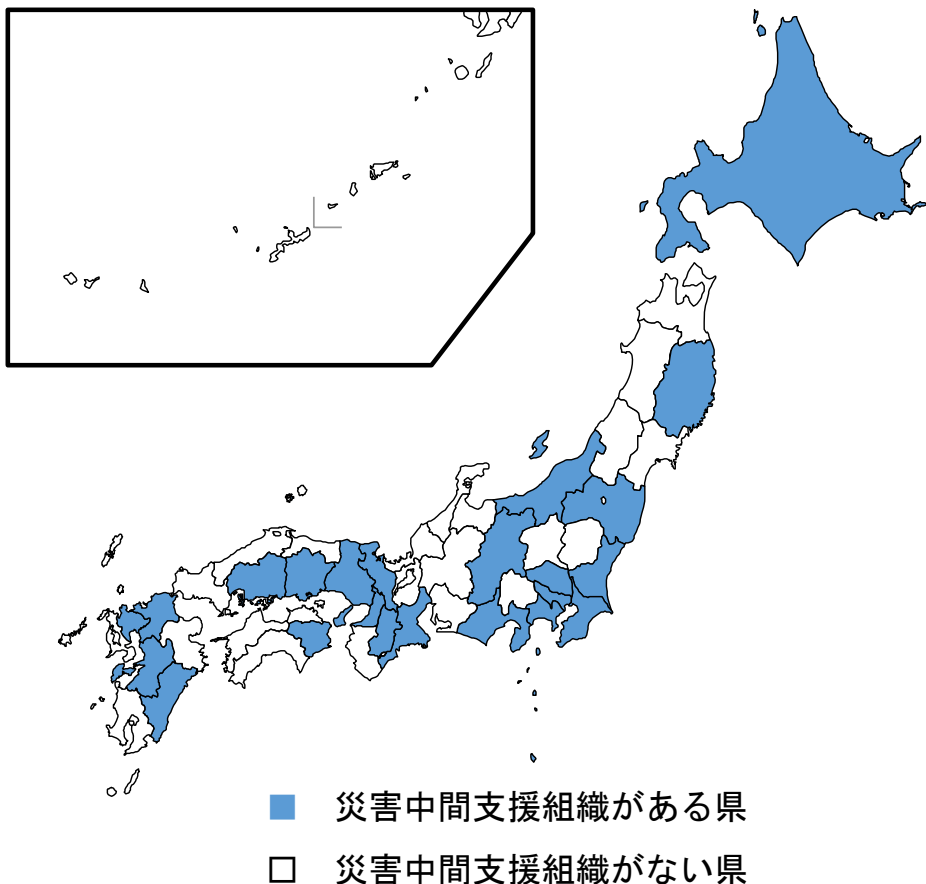
- ・行政や民間団体等との官民連絡会の立上げ
- ・官民連携促進イベント（シンポジウム等の開催）
- ・行政・民間団体等との訓練
- ・自治体職員や地域住民に対する研修
- ・県内防災関係団体の現状調査 ほか

各都道府県における「災害中間支援組織」の活動状況について



- 現在、23の都道府県において中間支援組織が活動している。

災害中間支援組織の活動状況



JVOAD資料を基に内閣府にて作成

現在活動中の災害中間支援組織

北海道	北の国災害サポートチーム
岩手県	いわてNPO災害支援ネットワーク（INDS）
福島県	ふくしま県域災害支援ネットワーク
茨城県	茨城NPOセンター・コモンズ
埼玉県	埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク「彩の国会議」
千葉県	災害支援ネットワークちば（CVOAD）
東京都	東京都災害ボランティアセンターアクションプラン推進会議
神奈川県	災害復興くらし応援・みんなのネットワークかながわ（みんなな）
新潟県	新潟県災害ボランティア調整会議
長野県	長野県災害時支援ネットワーク（N-net）
静岡県	南海トラフ巨大地震等に備えた災害ボランティアネットワーク委員会／ 静岡県災害ボランティア本部・情報センター
三重県	みえ災害ボランティア支援センター
京都府	京都府災害ボランティアセンター、災害時連携NPO等ネットワーク
大阪府	おおさか災害支援ネットワーク
兵庫県	災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議
奈良県	奈良防災プラットフォーム連絡会
岡山県	災害支援ネットワークおかやま／NPO法人岡山NPOセンター
広島県	災害支援ひろしまネットワーク会議
徳島県	徳島被災者支援プラットフォーム
福岡県	災害支援ふくおか広域ネットワーク（Fネット）
佐賀県	佐賀災害支援プラットフォーム
熊本県	特定非営利活動法人くまもと災害ボランティア団体ネットワーク
宮崎県	特定非営利活動法人宮崎文化本舗

NPO・ボランティア団体等の登録制度の創設

- 官民連携体制の強化のために、**NPO、ボランティア団体等（被災者援護協力団体）を国が事前に登録する制度を創設**。登録された団体情報（団体名、活動内容、活動エリア等）をデータベース化して自治体等と共有し、平時から「顔の見える」関係づくりを促進し、発災直後からきめ細かく、質の高い被災者支援を実施。

※R7通常国会提出の災対法等改正案で措置



被災者支援団体への交通費補助事業

- 被災者支援団体による活動の活性化を図るため、支援に駆けつけるNPO・ボランティア団体等の被災者支援団体の交通費を補助する事業を令和7年1月に開始。

補助内容

【 補助金額 】 **申請 1 件当たり上限50万円**

【補助対象活動】 令和6年能登半島地震など、災害救助法が適用され、補助対象期間中にボランティアの受入れが行われている地域で被災者を支援する非営利活動

【補助対象期間】 令和7年1月10日（金）から令和7年3月31日（月）

【補助対象費用】 **対象活動へ参加するために発生する交通費**

実施事業イメージ

活動前

補助対象団体

応募書類等の
提出

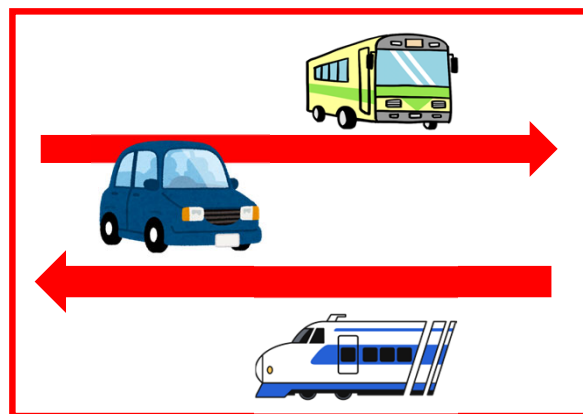
審査委員会を経て
交付決定通知

内閣府



出発地

災害ボランティア活動へ参加するために
発生する一連の交通費



ボランティア活動の実施



目的地

活動後

補助対象団体

活動報告書等
の提出

精算払いによる
交通費の支給

内閣府

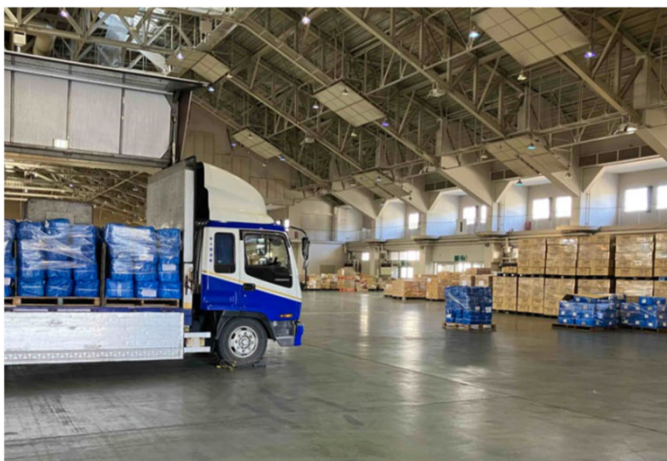
官民連携② (民間企業等)

能登半島地震における民間企業等と連携した被災地支援

- 令和6年能登半島地震では、地方自治体など行政機関が民間企業等と連携し、支援物資や宿泊施設などを被災地に提供。
- 平時から各種サービスを提供する民間企業等の力を最大限活かすことで、プロによる円滑かつ的確な対応を通じて被災地支援を実施。

物資支援オペレーション

- ・ 民間物流事業者に広域物資輸送拠点の運営や避難所への輸送を委託。



支援物資拠点の管理（石川県産業展示館）

飲食等の提供

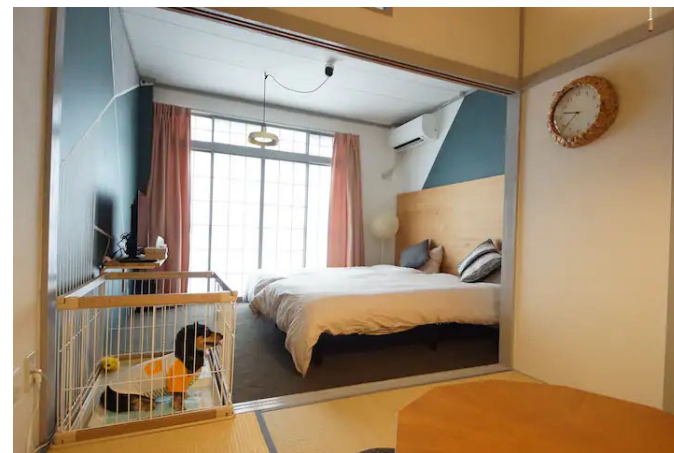
- ・ 町の委託を受けた地元の飲食店組合の事業者が穴水町の開設した「セントラルキッチン」において、栄養バランスの取れた温かい食事を被災者へ提供。



飲食店組合事業者による炊き出し（穴水町）

宿泊施設の提供

- ・ ホテル・旅館・民泊等を活用し二次避難等を支援。
- ・ 民泊関係事業者では戸建てやペット同伴、家財付など幅広いニーズにも対応。



民泊施設の提供

地方公共団体と民間団体等との災害時応援協定の締結

物資輸送

- 災害時における無人航空機を活用した情報収集及び物資輸送等に関する協定の締結

協定者：宮城県名取市、有限会社公衆開発（ドローンショップ仙台）

- 災害時における物資輸送及び運営等の協力に関する協定

協定者：広島県東広島市、福山通運株式会社

住まいの確保

- 災害時におけるレンタルキャンピングカー等の提供に関する協定

協定者：埼玉県越谷市、一般社団法人レンタルキャンピングカー協会

- 災害時における移動式宿泊施設（コンテナホテル）等の提供に関する協定

協定者：鹿児島県伊佐市、株式会社デベロップ（ホテル事業）

食事の提供

- 災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定書

協定者：愛媛県宇和島市、愛媛キッチンカー協会

- 食事の提供支援に関する協定書

協定者：群馬県館林市、有限会社フォレスト（飲食業）

生活の質の改善

- 災害時における移動トイレカー及び移動事務室車の供給協力に関する協定

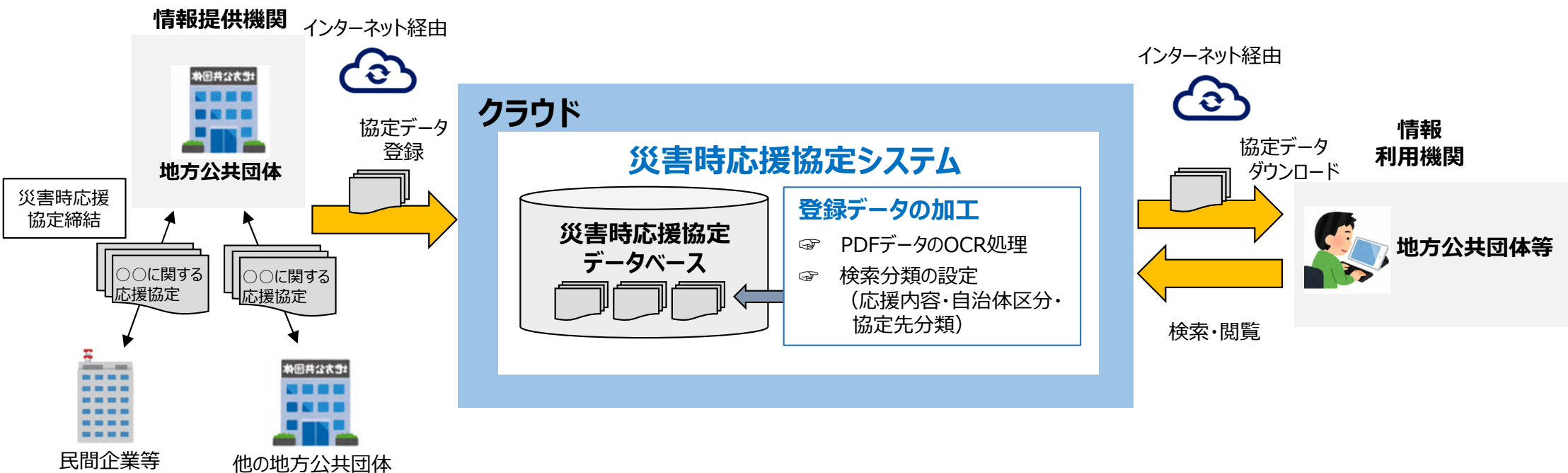
協定者：愛知県あま市、タフバリア有限公司（リース業）

- 災害時における移動式ランドリーの提供に関する協定

協定者：兵庫県養父市、山本運輸株式会社

災害時応援協定のデータベース化の推進

- ✓ 平成25年度から、地方公共団体における災害時応援協定等のデータベース化に関する取組を開始。
- ✓ 令和3年度には、**データベースを常時検索・閲覧することができるシステム（災害時応援協定システム）の運用をクラウド上で開始**し、各地方公共団体において、他団体の協定締結状況に関する情報収集や協定書の原案作成等、新たな協定締結の検討に活用。



防災×テクノロジー官民連携プラットフォームによる官民連携の促進

- 「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」（防テクPF）の一環として、災害対応を行う地方公共団体等の困りごとや関心事項（ニーズ）と民間企業等が持つ先進技術のマッチングを行う「マッチングサイト」を開設（令和3年7月）。
- マッチング機能に加え、平時から復旧・復興期までの災害フェーズ、風水害、地震といった災害種別等に応じてニーズ/先進技術の検索も可能。



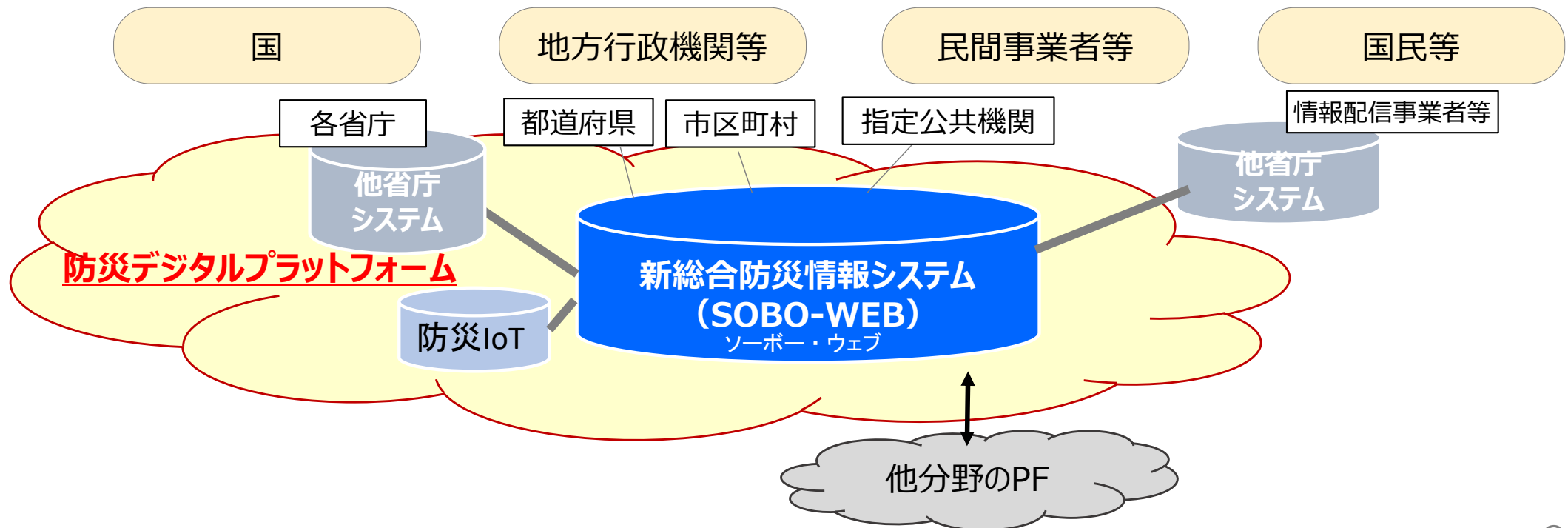
防テクPFサイト
登録はこちらから



防災DX

- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月閣議決定)において、「防災」、「健康・医療・介護」、「教育」などをプラットフォーム整備に重点的に取り組む分野と位置付け、2025年までの実装を目標。
- 防災デジタルプラットフォームの整備に向け、その中核となる新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の構築、災害対応基本共有情報(EEI)の検討、防災IoTの実装等を推進中。

防災デジタルプラットフォーム(イメージ)



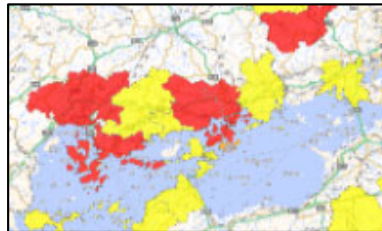
新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の概要



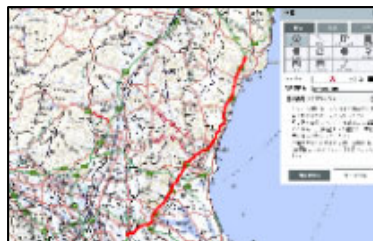
- 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）は、災害情報を地理空間情報として共有するシステム。
- 災害発生時に災害対応機関が被災状況等を早期に把握・推計し、災害情報を俯瞰的に捉え、被害の全体像の把握を支援することを目的としている。

災害情報集約

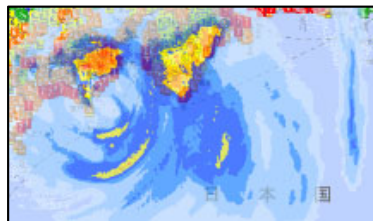
関連機関から情報を集約



断水情報



道路通行規制状況



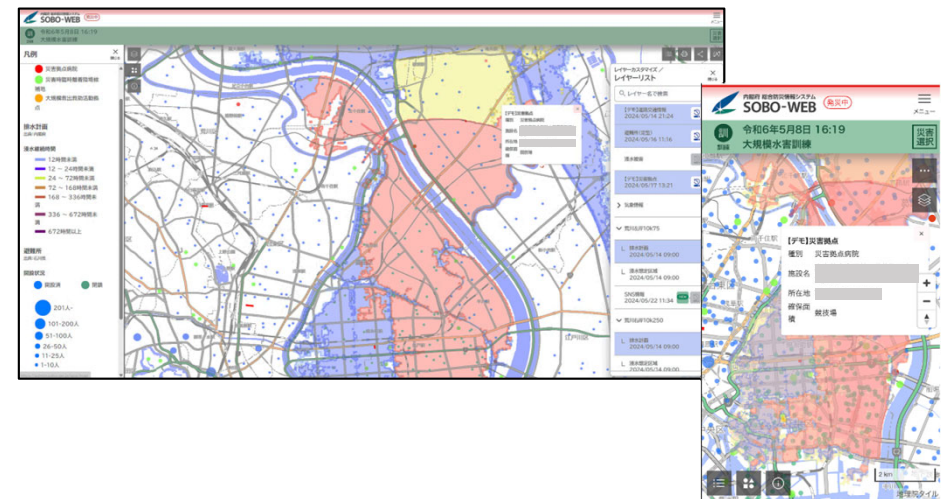
解析雨量降水短時間予報

等

地図情報の共有

収集したデータを地図化し、災害対応に活用
(2種類の利用態様で提供)

①地図機能（SOBO-WEB）



※インターネット接続環境下の端末のWebブラウザより、
専用URLに接続後、ID/PASSの入力でアクセス可能。
専用端末不要で、PC・タブレット・スマートフォンから利用可。

②情報流通機能

システム同士の接続により、災害情報の送受信が可能。

輸送ルート検討（避難所情報、物資拠点情報、道路状況等の重ね合わせ）

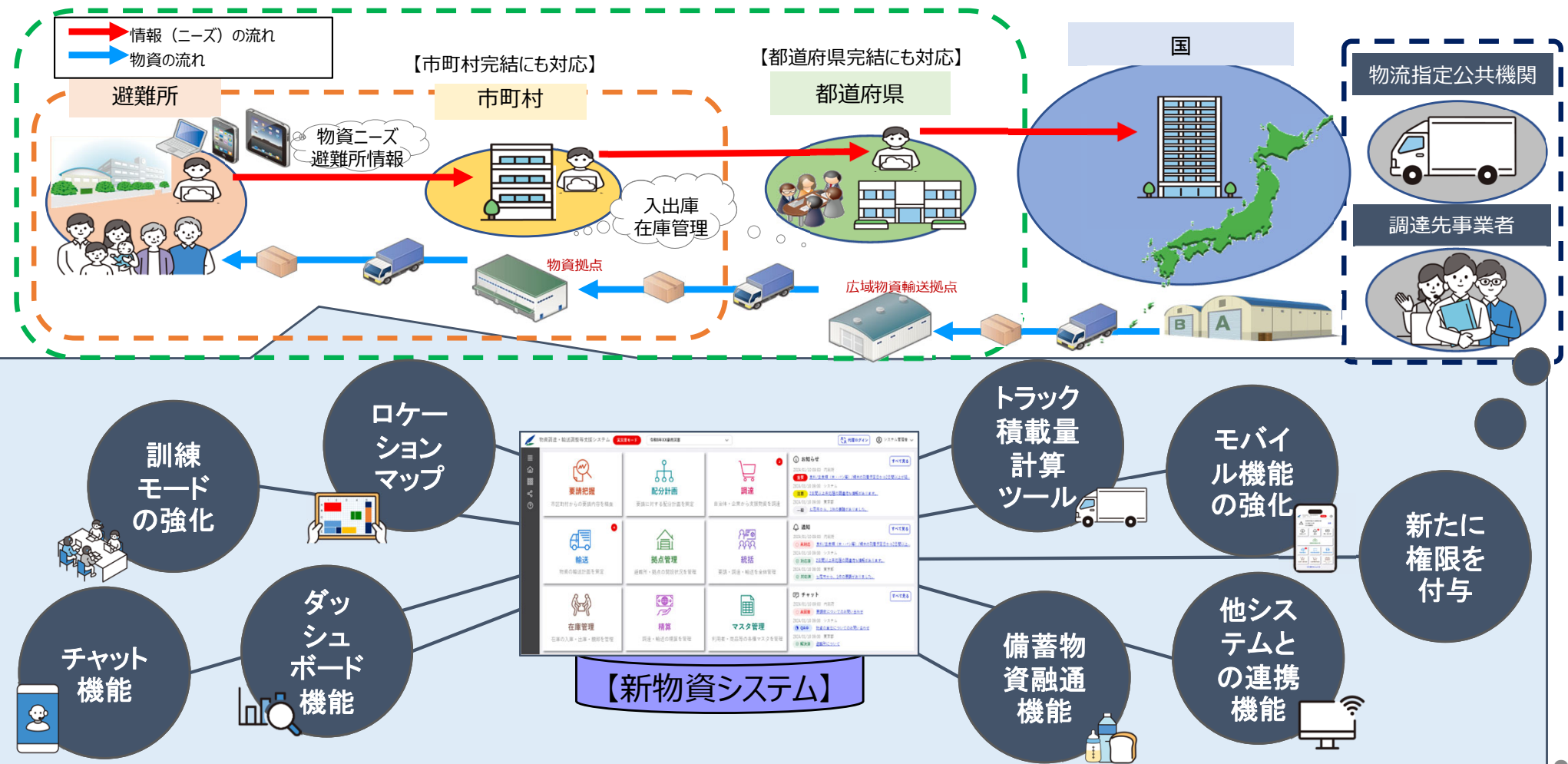
○避難所への物資輸送に際し、避難所情報と物資拠点情報と道路通行状況の情報を重ね合わせて表示。
⇒物資拠点から避難所までの輸送ルートの検討に活用。



新物資システム（B-PLo）の概要



- 本システムは、平時には地方公共団体の物資の備蓄状況を簡便、迅速に把握し管理することができ、発災時には国・地方公共団体・民間事業者等の間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現するためのもの。
- 2025年度に新物資システム（B-PLo（Busshi Procurement and Logistics support system））の運用を開始。



新物資システム（B-PLo）の活用例

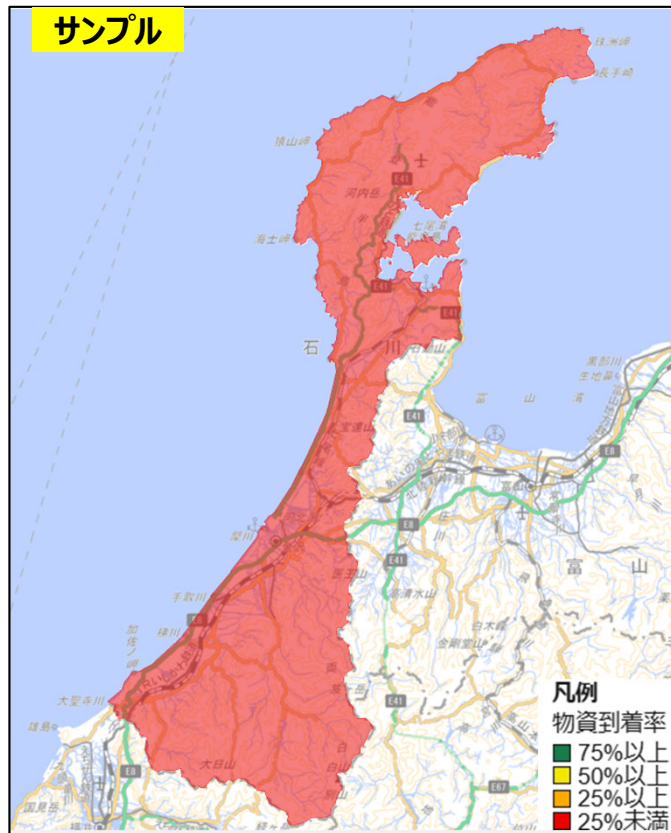
- 新機能の一つとして、発災時の集計が一元的に管理できるダッシュボード機能を実装する。
 - 物資の到着率・開設避難所・避難者数・備蓄物資の在庫状況が地図上で色別に図示される。
 - 避難所単位で物資ごとの到着数や到着率等が一元的に把握できる。
- ※以下の図は「支援物資到着状況」の一例

支援物資到着状況

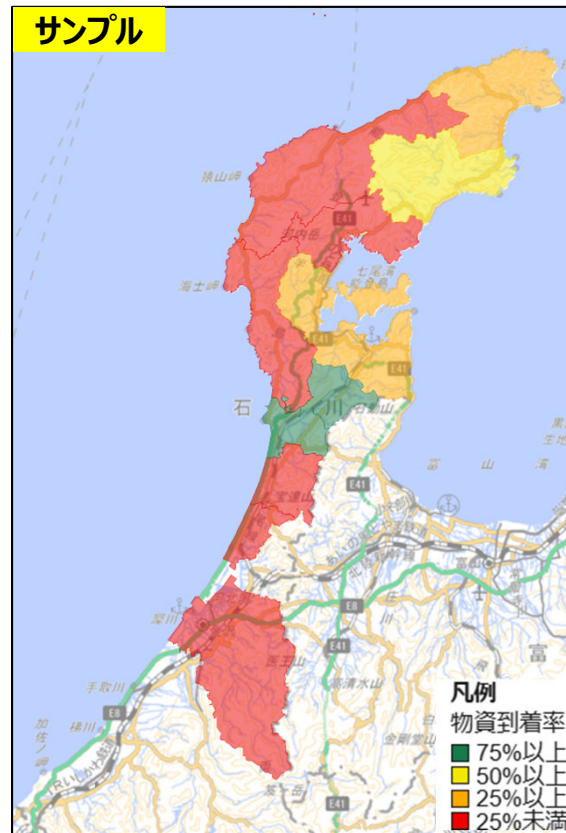
開設避難所・避難者数概況

在庫状況

● 県単位の地図



● 市町村単位の地図



● 避難所単位の地図





データは会場内投影のみ

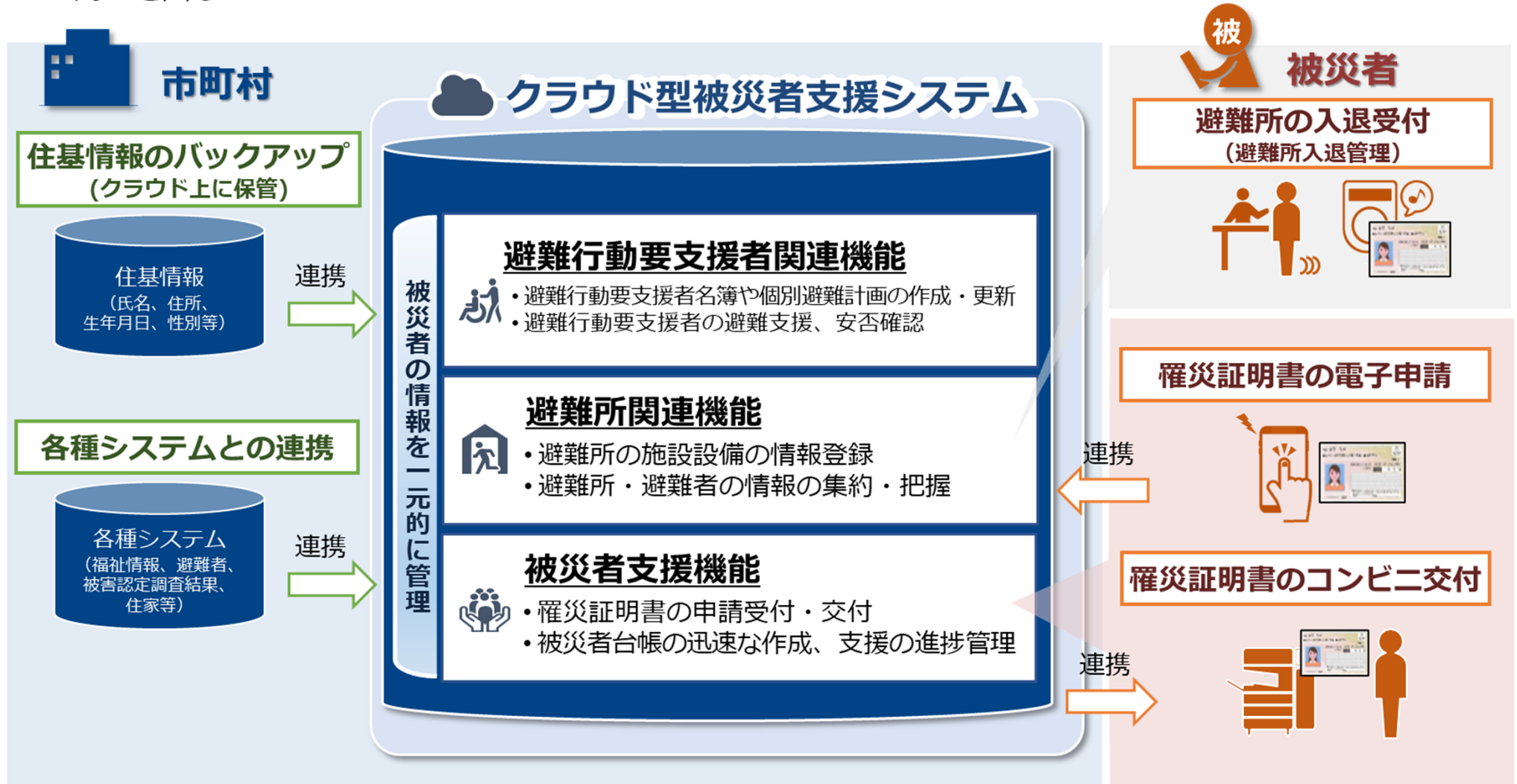
ポイント

- ・物資システムには平時から最新の備蓄状況を入力しておくことが重要。
- ・未入力の自治体や古いデータのままの自治体も見受けられる。
- ・年 1 回の備蓄状況の公表が義務化される（p.9参照）
ことも踏まえ、少なくとも年に 1 回はデータ更新すべき

クラウド型被災者支援システムの概要



- 自治体のシステム整備促進を目的として、内閣府において「クラウド型被災者支援システム」を構築し、令和4年度から、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）により運用開始。
- 避難所の入退管理や罹災証明書のコンビニ交付などにマイナンバーカードを活用し、効率化や利便性の向上を図る。

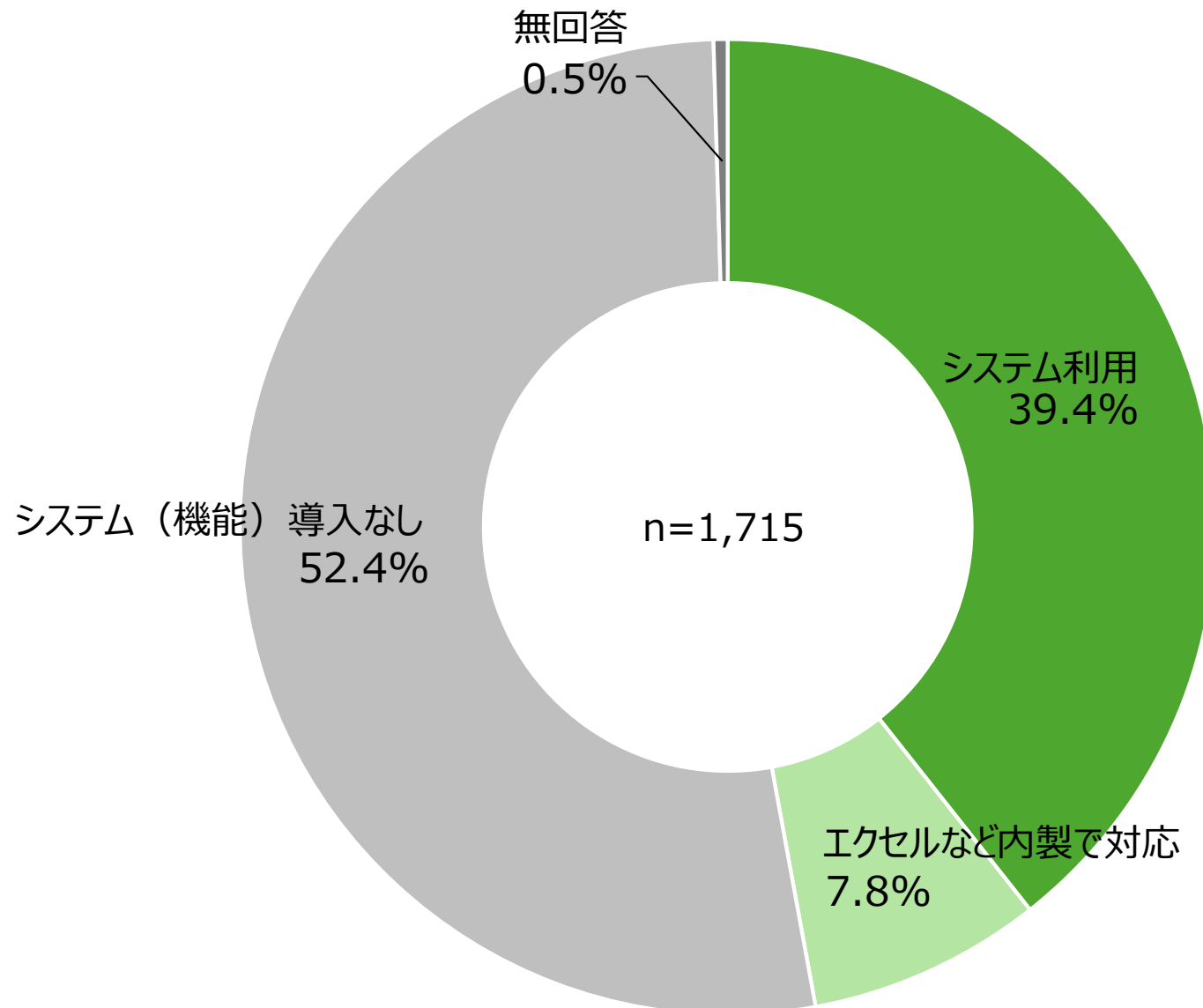


「被災者台帳の作成・提供等」



令和6年度実施「被災者支援システム等の導入・活用状況調査」（内閣府）

「被災者台帳の作成・提供等」のデジタル化の状況【全国】



司令塔機能

大規模災害に係る政府災害対策本部

		緊急災害対策本部 〔災害対策基本法第28条の2〕	非常災害対策本部 〔災害対策基本法第24条〕	特定災害対策本部 〔災害対策基本法第23条の3～7〕
設置基準		著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 〔法第28条の2〕	非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 〔法第24条〕	災害（その規模が非常災害に該当するに至らないと認められるもの）が発生し、又は発生するおそれがある場合 〔法第23条の3〕
設置権者		内閣総理大臣（要閣議決定） 〔法第28条の2〕	内閣総理大臣 〔法第24条〕	内閣総理大臣 〔法第23条の3〕
組織	本部長	内閣総理大臣 〔法第28条の3〕	内閣総理大臣 〔法第25条〕	防災担当大臣その他の国務大臣 〔法第23条の4〕
	副本部長	内閣官房長官、防災担当大臣その他の国務大臣 〔法第28条の3〕	内閣官房長官、防災担当大臣その他の国務大臣 〔法第25条〕	内閣官房若しくは内閣府その他の指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命 〔法第23条の4〕
	本部員	①全ての国務大臣、②内閣危機管理監、③副大臣又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者 〔法第28条の3〕	①国務大臣（本部長及び副本部長を除く）のうちから、内閣総理大臣が任命する者、②副大臣、内閣危機管理監又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者 〔法第25条〕	
所掌事務・権限		・災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成 ・災害応急対策の総合調整 ・必要な緊急の措置の実施 ・指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等に対する必要な指示 〔法第28条の4、第28の6条〕	・災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成 ・災害応急対策の総合調整 ・必要な緊急の措置の実施 ・指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等に対する必要な指示 〔法第26条、第28条〕	・災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成 ・災害応急対策の総合調整 ・必要な緊急の措置の実施 ・指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等に対する必要な指示 〔法第23条の5、第23条の7〕
その他特別の規定		・災害緊急事態の布告（要閣議決定・国会承認） ・災害緊急事態対処基本方針の決定（要閣議決定） 〔法第105条、第108条〕	—	—
設置実績		平成23年3月 東北地方太平洋沖地震	令和6年1月 令和6年能登半島地震 令和3年7月 令和3年7月1日からの大雨 令和2年7月 令和2年7月豪雨 令和元年10月 台風第19号 平成30年7月 平成30年7月豪雨 平成28年4月 熊本地震	令和6年8月 令和6年台風第10号 令和6年1月 令和6年能登半島地震 令和4年9月 令和4年台風第14号 令和3年8月 令和3年8月の大雨 令和3年7月 令和3年7月1日からの大雨

政府現地対策本部について

区 分	緊急災害／非常災害／特定災害 現地対策本部
設置基準	被災地と緊急災害対策本部等との連絡調整、被災地における災害応急対策推進体制の確立が特に必要な場合
本部長	内閣府副大臣、内閣府大臣政務官 等
主な役割	①災害応急対策に係る連絡調整 ・被害状況、被災地の対応状況等の把握、関係機関、本部への連絡 ・被災地からの要望の本部への伝達 ・本部の対応方針、国の施策に係る情報等の被災県への伝達 等 ②災害発生直後における、被災者ニーズを踏まえた災害応急対策の実施 ・自衛隊、警察、消防等の救助・救急及び消火活動 ・被災地における人員及び物資の緊急輸送、供給 ・被災地における避難者支援 ・被災地からの要望への対応 等

復旧・復興の迅速化に向けた取組

- 令和6年能登半島地震からの復旧・復興を、関係省庁の連携の下、政府一体となって迅速かつ強力に進めるため、令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部を設置。
- 石川県が策定した「石川県創造的復興プラン」の方針に沿って、能登の復興まちづくりを本格化していくため、令和6年7月1日に「能登創造的復興タスクフォース」を設置。

令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部

○構成員

- ・本部長 内閣総理大臣
- ・副本部長 内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（防災）
- ・本部員 他の全ての国務大臣、内閣府副大臣（防災）

○主なテーマ

- ・「被災者の生活と生業支援のためのパッケージ」の主な項目にかかる各府省施策の進捗状況確認
- ・被災者に係る所得税等の特別措置（雑損控除の特例等）
- ・支援者のための宿泊施設の確保
- ・北陸応援割の実施
- ・能登創造的復興プラン
- ・能登復興事務所の設置
- ・予備費の活用（応急仮設住宅、公共土木施設復旧、災害廃棄物処理、地域福祉推進支援臨時特例交付金、能登創造的復興支援交付金等）
- ・インフラ復旧、公費解体の推進
- ・水道宅内配管の早期復旧
- ・復興まちづくりと生活再建の推進
- ・「能登創造的復興タスクフォース」の設置等



第11回本部（R6.12.3開催）

能登創造的復興タスクフォース

○構成

- ・座長 内閣官房復旧・復興支援総括官
- ・座長代理 石川県副知事
- ・石川県
- ・輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町
- ・関係省庁

（内閣府政策統括官（防災担当）付、国土交通省 北陸地方整備局、農林水産省 北陸農政局、厚生労働省 石川労働局、環境省 大臣官房災害対策調整官（現地対策班責任者）、経済産業省 中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局、総務省 石川行政評価事務所、（独）都市再生機構 能登半島地震復興支援事務所）

能登創造的復興タスクフォース



発足式の様子

○会議を通じた課題解決の取組み例

- 1 公費解体のさらなる加速化
 - ・解体工事体制の拡充
 - ・解体業者のための宿泊施設の確保
 - ・災害廃棄物の広域処理体制の拡充
- 2 復興まちづくりとなりわい再建の推進
 - ・なりわい再建支援補助金など支援制度の情報共有
 - ・復興計画の策定や災害公営住宅等整備に係る支援制度等の情報共有
- 3 インフラ復旧の進捗
 - ・現場レベルで、国・県・市町の関係者による緊密な連携体制の構築
 - ・事業の進捗状況確認やスケジュール管理の徹底

内閣府防災の組織・定員の拡充

- 令和8年度中の防災庁設置に向けて、まずは、政府の災害対応の司令塔機能を担う内閣府防災担当の機能を予算・人員の両面で抜本的に強化するため、「防災監」を創設するとともに、地域防災力強化担当を創設するなど令和7年度に定員を大幅に拡充。

【定員数 R6 : 110人⇒ R7 : 220人】

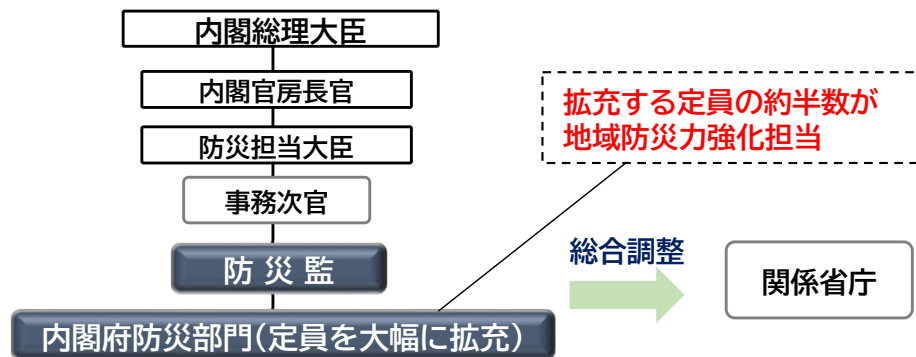
○ 「防災監」の新設

- 事前防災、災害応急対策から復旧復興まで災害対応全般の司令塔として、対応を総括する次官級職員を新設。

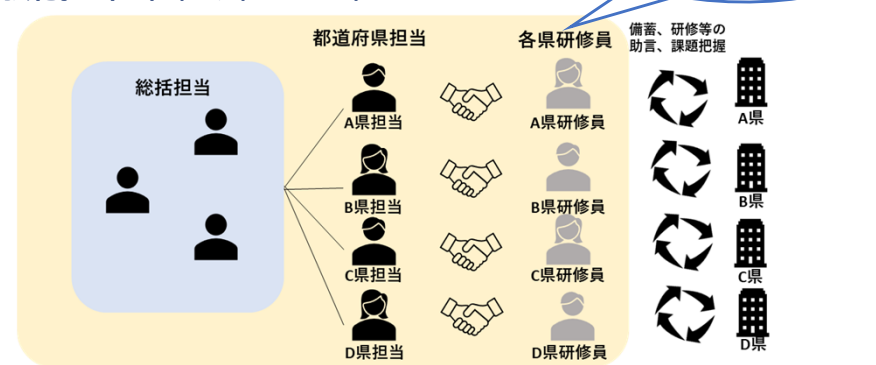
○ 地域防災力の強化促進

- 地域防災力強化担当を創設し、各都道府県ごとのカウンターパートとなる職員を配置。備蓄促進や訓練研修、ボランティアの連携などを促進するとともに、発災時には直ちに現地に入り、被災状況の把握や避難所環境の確保に従事。

内閣府防災の司令塔機能強化(イメージ)



地域防災力強化担当の仕組み(イメージ)



内閣府防災担当の令和7年度当初予算における機能拡充

令和8年度中の防災庁の設置を見据え、内閣府防災担当の令和7年度当初予算を倍増し、事前防災の充実をはじめとする災害対応力の強化、災害対応の司令塔機能の強化を進める。 【約146億円（約73億円）】

1. 事前防災の充実をはじめとする災害対応力の強化

（1）避難生活環境の抜本的改善

○プッシュ型支援のより迅速かつ確実な実施

【約27.5億円（新規）】



段ボールベッドの例

○災害時に活用可能なキッチンカー・トレーラーハウス等に係る登録制度の創設

【約0.4億円（新規）】



トレーラーハウスの例

（2）官民連携や人材育成の推進

○官民連携による被災者支援の充実

【約1.9億円（新規）】

- ・NPO等の登録・管理データベースの整備
- ・ボランティア団体等の交通費を一部補助



NPO等による支援の例
（炊き出し）

○避難生活支援・防災人材育成強化

【約1.2億円】



避難生活支援リーダー／
サポーター研修

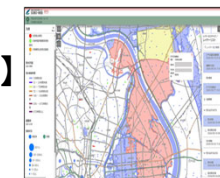
○地方自治体と連携した訓練・研修の拡充、防災教育の推進

【約5.1億円】



（3）防災DXの加速

○防災情報システムの効果的な利活用促進【約2.2億円】



SOBO-WEBのイメージ

2. 災害対応の司令塔機能の強化

○関係省庁による事前防災対策を推進する仕組みの創設（事前防災対策総合推進費）

【約17.0億円（新規）】

- ・事前防災の強化につながる調査・研究開発、関係省庁と地方自治体等が連携して行う事前防災の強化の取組を推進。

防災庁が担うべき司令塔機能について（案）

- **平時**には、災害リスクや関係者の取組を俯瞰的に把握し、総合的な防災対策を企画・立案。
各省庁等の縦割りによる対策の抜け・漏れをあぶりだすとともに、連携の強化、対策の進捗把握、必要な対策の働きかけ等を担う。また、関係機関が連携する場づくりなど、コーディネート機能を発揮。
- **災害発生時**には、発災直後から被害状況、被災地のニーズ等の情報収集・把握分析を行うとともに、被災地のワンストップ窓口として、災害応急対策から復旧・復興フェーズに至るまで、関係機関による対策実施に係る総合調整等を担う。

平時

～本気の事前防災の責任官庁～

- 俯瞰的な視点からの災害リスク評価
- 各主体の取組の全体把握と、縦割りによる対策の抜け・漏れの発見
- 総合的な防災対策の企画立案、対策の進捗の把握
- 各省庁や企業など関係主体への必要な対策実施の働きかけ
- 関係機関横断的な対策等の抽出・実施に係る総合調整・働きかけ
- 関係機関連携のための場づくり、コーディネート

発災時

～人命・人権最優先の災害対応の責任官庁～

- 関係機関連携による横断的な災害対応体制の全体統括（政府対策本部・現地対策本部）
- 被害情報、避難状況等の収集・集約・共有
- 各主体による災害応急対策の実施状況の全体把握
- 自治体への支援状況の把握（応援派遣等）
- 被災地ニーズ把握のためのワンストップ窓口
- 復旧・復興事業推進に関する総合調整、被災地への伴走支援